

資料 1

信州しおじり木質バイオマス推進協議会規約 新旧対照表 (案)

改正後 (案)	現 行
<p>(名称)</p> <p>第1条 本協議会は、「信州しおじり木質バイオマス推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 本協議会は、「信州しおじり木質バイオマス推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 本協議会は、地域の豊富な森林資源(木質バイオマス)を活用できる体制づくりの構築を図るとともに、地域資源等を活用した環境・エネルギー循環システムなどの確立に向けて協議をする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本協議会は、地域の豊富な森林資源(木質バイオマス)を活用できる体制づくりの構築を図るとともに、地域資源等を活用した環境・エネルギー循環システムなどの確立に向けて協議をする。</p>
<p>(事務局)</p> <p>第3条 協議会の事務局は、塩尻市産業振興事業部(長野県塩尻市大門七番町3番3号)に置く。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第3条 協議会の事務局は、塩尻市産業振興事業部(長野県塩尻市大門七番町3番3号)に置く。</p>
<p>(専門部会の名称及び事業)</p> <p>第4条 本協議会は第2条の目的を実施するため、専門部会を設置し次の業務を行う。</p> <p>(森林活用部会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林資源の利活用に関すること 2 森林情報の一元化及び活用に関すること 3 その他部会の目的を達成するために必要なこと <p>(木質ペレット部会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 木質ペレット燃料の需要創出に関すること 2 木質ペレット燃料の供給体制構築に関すること 3 その他部会の目的を達成するために必要なこと 	<p>(専門部会の名称及び事業)</p> <p>第4条 本協議会は第2条の目的を実施するため、専門部会を設置し次の業務を行う。</p> <p>(森林活用部会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林資源の利活用に関すること 2 森林情報の一元化及び活用に関すること 3 その他部会の目的を達成するために必要なこと <p>(木質ペレット部会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 木質ペレット燃料の需要創出に関すること 2 木質ペレット燃料の供給体制構築に関すること 3 その他部会の目的を達成するために必要なこと

資料 1

<p>(委員)</p> <p>第5条 本協議会の委員は別記1のとおりとする。</p>	<p>(委員)</p> <p>第5条 本協議会の委員は別記1のとおりとする。</p>
<p>(委員の任期)</p> <p>第6条 委員の任期は3年とする。</p> <p>2 辞任又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任任期とする。</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第6条 委員の任期は3年とする。</p> <p>2 辞任又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任任期とする。</p>
<p>(役員)</p> <p>第7条 本協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 会長代理 2名</p> <p>(3) 専門部会長 各1名</p>	<p>(役員)</p> <p>第7条 本協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 会長代理 2名</p> <p>(3) 専門部会長 各1名</p>
<p>(役員を選任・任務)</p> <p>第8条 役員を選任は委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。</p> <p>3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。</p> <p>4 部会長は、部会に関する業務を統括する。</p>	<p>(役員を選任・任務)</p> <p>第8条 役員を選任は委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。</p> <p>3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。</p> <p>4 部会長は、部会に関する業務を統括する。</p>
<p>(会議の招集)</p> <p>第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。</p>	<p>(会議の招集)</p> <p>第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。</p>
<p>(会議の運営)</p> <p>第10条 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことが出来ない。</p> <p>2 会議の議長は会長が務める。</p> <p>3 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(会議の運営)</p> <p>第10条 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことが出来ない。</p> <p>2 会議の議長は会長が務める。</p> <p>3 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>

資料 1

<p>(協議結果の尊重)</p> <p>第 1 1 条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。</p>	<p>(協議結果の尊重)</p> <p>第 1 1 条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。</p>
<p>(規約改正)</p> <p>第 1 2 条 この規約は、第 5 条に規定する委員の発議により、協議会の会議に出席した委員の合意を得て、改正することができる。</p>	<p>(規約改正)</p> <p>第 1 2 条 この規約は、第 5 条に規定する委員の発議により、協議会の会議に出席した委員の合意を得て、改正することができる。</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、<u>令和 2 年 5 月 2 9 日</u>から実施する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規約は、<u>平成 3 1 年 3 月 2 5 日</u>から実施する。</p>

資料 1

(別記 1)

No.	氏名	所属	役職
1	小口 利幸	塩尻市	市長
2	小林 弘幸	朝日村	村長
3	関川 芳男	筑北村	村長
4	千代 登	松本地方地域振興局林務課	課長
5	天野 良彦	信州大学工学部	教授
6	櫻井 秀彌	征矢野建材株式会社	代表取締役
7	赤羽 達也	八十二銀行塩尻支店	支店長
8	丸山 貴弘	松本広域森林組合筑南支所	支所長
9	香山 由人	ソマミチ	代表
10	原 薫	株式会社柳沢林業	代表取締役
11	西村 泰博	塩尻市農業協同組合	代表理事理事長
12	北沢 泉	洗馬農業協同組合	代表理事組合長
13	山口 秀和	長野県野菜花き試験場	場長
14	太田 清	一般社団法人塩尻市農業公社	常務理事
15	清沢 由幸	塩尻商工会議所	建設土木部会長
16	平出 敏	樹の恵み木質バイオマス普及協議会	代表
17	田中 速人	一般社団法人塩尻市森林公社	理事長
18	石井 幸一	ソヤノウッドパワー株式会社	所長

(別記 1)

No.	氏名	所属	役職
1	小口 利幸	塩尻市	市長
2	中村 武雄	朝日村	村長
3	関川 芳男	筑北村	村長
4	加藤 邦武	松本地方地域振興局林務課	課長
5	天野 良彦	信州大学工学部	教授
6	櫻井 秀彌	征矢野建材株式会社	代表取締役
7	赤羽 達也	八十二銀行塩尻支店	支店長
8	丸山 貴弘	松本広域森林組合筑南支所	支所長
9	香山 由人	ソマミチ	代表
10	原 薫	株式会社柳沢林業	代表取締役
11	西村 泰博	塩尻市農業協同組合	代表理事理事長
12	都筑 和紀	洗馬農業協同組合	代表理事組合長
13	矢ヶ崎 和弘	長野県野菜花き試験場	場長
14	太田 清	一般社団法人塩尻市農業公社	常務理事
15	清沢 由幸	塩尻商工会議所	建設土木部会長
16	平出 敏	樹の恵み木質バイオマス普及協議会	代表
17	田中 速人	一般社団法人塩尻市森林公社	理事長
18	石井 幸一	ソヤノウッドパワー株式会社	所長